

2002年9月23日

柳 与志夫

(知的サービス研究会)

ノレッジセンター構想

1 知的サービス研究会(仮称)について

昨年(2001年)春発足、現在も仮称のまま、2年限定

目的 知的情報資源の統合的利用を図るための業種横断的な論議の場をつくる。

「知的サービス」概念の明確化、定着・普及

知的情報資源：学術的なものに限らない、娯楽や生活関係も含む。

知的サービス：コンサルティングのような高度なものに限らず、日常的サービス、例えば魚屋さんで今日のお勧めは何々で、どう料理したら一番おいしいか、も。

2 ノレッジセンターの全体像(図1参照)

知的情報資源を収集・生産・蓄積・編集し、サービスとして提供する施設モデルの提示

特色 文字資料、図書、デジタル情報、マルチメディアなどすべてのメディアを扱う。

知的サービスの提供と施設の運営は、官民NPOを横断した要員・体制で行う。

既存の知的情報資源だけでなく、新しいコンテンツの発掘・編集・創造を図る。

そのために、知的サービスの利用者 提供者の交流の場となる。

デジタル情報、調査情報等はネットワーク利用を可能とする。

以上を可能にするための著作権処理や新しい権利処理の方法を実行する。

3 ノレッジセンターのサービス(図2参照)

重点対象は、ビジネス支援、芸術・芸能支援、行政・NPO支援、の三つ。

< ビジネス支援機能 >

サービス対象を以下の3分野に分ける。

(1) 企業：登録制

- 登録料内の無料サービスと、1件ごとの有料サービスで構成する。
- 当面は、金融、マスコミ、ホテル、芸能、商社、製薬などの幾つかの業種、さらに中小企業・起業振興に結びつく分野を対象に重点的に行う。
- 情報提供(質問への回答だけでなく、選択的情報提供：例えば、業務に関連した法律改正の要点解説などを自発的に提供)、情報分析を伴った調査、コンサルティング、社員の情報リテラシー訓練を行う。

- 民間コンサルティング業者との競合を避けるため、業種に共通した範囲でのサービス提供とし、個別各社の事情に対応したコンサルティングは行わない。個別具体的な相談については、適切な専門家を案内する。

(2) 独立した専門職（弁護士、公認会計士、税理士、編集者など）：登録制

提供サービスは（1）と同様、一方で上記サービス要員としても活用する。

(3) 起業支援（原則無料）

- 情報提供、講座、調査、コンサルティング、省庁・企業関係者との交流会
- 融資斡旋（中小企業庁、公庫、銀行等と連携し、館内に窓口も設置する。）
- 起業家に限らず、その予備軍となる専門職志向の学生等も対象
- 起業支援サービスを行う公共図書館等の支援

サービス要員：幅広い専門家の確保が不可欠であるため、専任職員に限定せず、官・民・NPO から専門家を登録し、有給のパートタイム勤務や在宅でサービスにあたる。

4 知的サービス研究会の今後の展開

2003 年度の N P O 化をめざす。

日本の知的情報資源の《パブリックドメイン（公共領域）》を創ることを目的とする。事業は以下の七つを想定している。

- 日本の知的情報資源の整備及び活用に関わる政策提言
- その具体化としてのノレッジセンターの運営と既存同種施設の活動支援
- デジタル公共アーカイブの実現と運営
- 図書館その他文化情報施設の設置・運営に係るコンサルティング（専門職派遣）
- 知的情報の国際的・国内的標準化への対応
- 知識専門職の育成と社会的な情報リテラシー普及に関わる企画・支援
- 上記に係る調査および研究開発

第 5 回フォーラムのお知らせ（別紙）

今後この分野で実際の貢献を考えている方の参加を希望します。